

# 浜長保険センター安全だより

令和元年5月21日  
浜長保険センター第30号  
TEL 079-246-2561  
FAX 079-246-2571



ゴールデンウィークは、旅行、温泉、グルメなどご家族お揃いでゆっくりと過ごされたでしょうか？それとも仕事が多忙だったでしょうか？若葉の緑がすがすがしく感じられる今日この頃ですが、季節の変わり目ゆえ、どうぞご自愛してください。



5月8日(水)午前10時15分ころ、滋賀県大津市大萱(おおがや)6丁目交差点において、右折中の普通乗用車(女性52歳)と直進中の軽四乗用車(女性62歳)が交差点内で衝突、そのはずみで軽四乗用車が幼稚園児の隊列に突っ込み、2人の幼稚園児(2歳)が死亡、他の園児11人と保育士3人が重軽傷という痛ましい交通事故がありました。

報道によりますと、右折車の運転者は「前を良く見ていなかった」と説明したようです。この事故を教訓に一度、「直進車と右折車の事故防止」について、交通ルール上、どのような運転行動が求められているのか、具体的に説明したいと思います。



別冊 判例タイムズ  
民事交通訴訟における過失相  
殺率の認定基準によると

基本	
右折車	80%
直進車	20%



## 1 交差点で右折する場合

「交差点において直進し、又は左折しようとする車両等があるときは、その車両等の進行妨害をしてはならない。」(道路交通法第37条)と規定されています。つまり直進、左折車両等の優先するため、直進車、左折車に対して進行妨害をしてはなりません。

※「進行妨害」とは、相手車が危険を防止するため、急ブレーキ又は急ハンドルするおそれがあるときに、進行を継続することをいいます。右折車は直進車が至近距離にあるのに右折を開始する場合を言います。大津市の事故原因は、直進車は交通ルール上「直進車妨害」が認められます。

## 2 交差点で直進する場合

「交差点に入ろうとし、及び交差点内を進行するときは、交差点の状況に応じ、反対方向から進行してきて右折する車両等及び交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。」(道路交通法第36条第4項)と規定されています。

直進車は優先ですが、右折車に特に注意していなかった点から、直進車は交通ルール上、「交差点安全進行義務違反」が認められます。交差点事故が多発している実情から「交差点安全進行義務」(第36条第4項)が定められており、安全運転義務(第70条)と同一ではありません。

## 3 前方注視義務

単に「わき見しない」という意味だけではありません。前方注視義務は、進路前方及びその左右を幅広く安全を確認しながら運転する義務です。具体的には、走行車線だけではなく、対向車線、左右の歩道まで幅広く確認しながら走行することが求められています。交差点通過時は、手前で交差点内全体を見渡しましょう。

